

## 水回りの修理トラブルにご注意！

### 相談例

深夜にトイレが詰まった。慌ててネット検索で「3千円～」と表示のあった業者に修理を依頼したが、次々と作業をすすめられ12万円請求された。  
解約したい。（60代 女性）



### アドバイス

#### チェックポイント



- ネット広告の料金をうのみにしない
- 複数社から見積りを取り、工事内容や料金を十分検討する
- 急がされても契約せず、納得できないときはきっぱり断る
- 日頃から自宅のトイレや水道の止水栓（元栓）の箇所と締め方を確認しておく

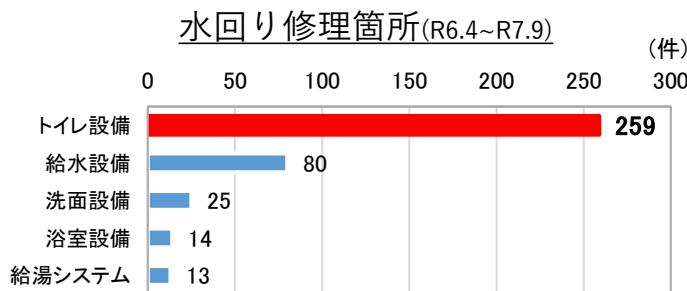
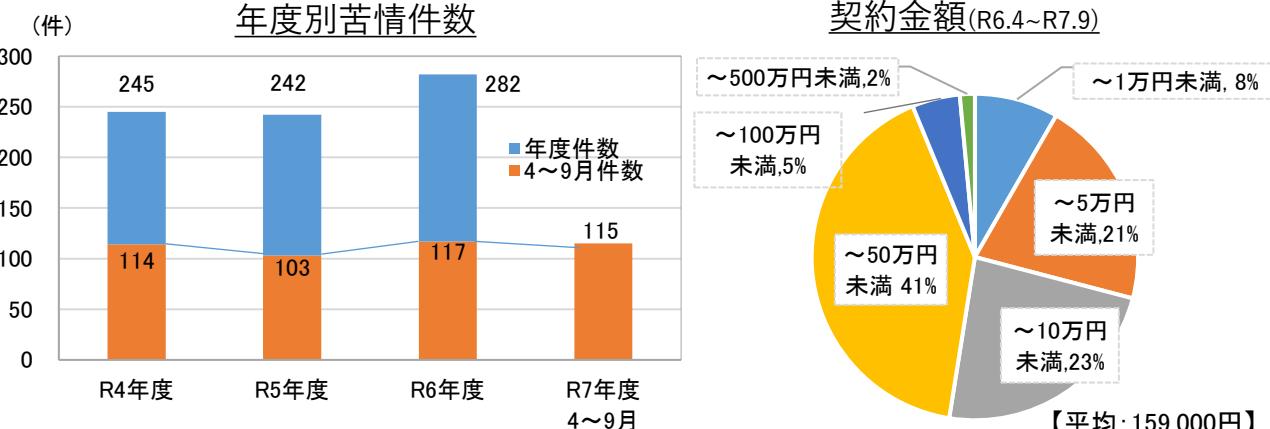
料金を支払った後でも、クーリング・オフできる場合がありますので、消費生活センターに相談しましょう。（裏面参照）



あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稻美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談センター	0794-63-1000		

消費者ホットライン番号188(いやや泣き寝入りと覚えてね)  
お近くの相談窓口につながります

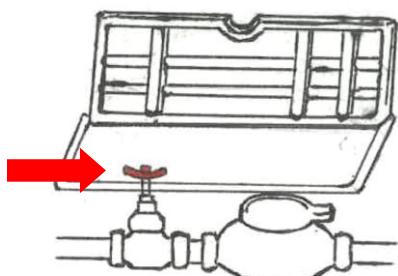
# 【「水回りの修理トラブル」の相談データ】(兵庫県内消費生活センター受付)



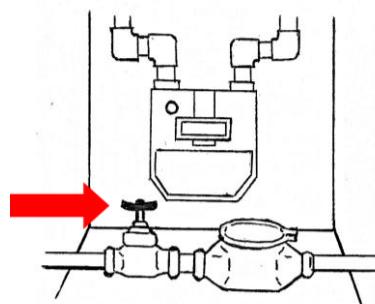
## 確認してみよう「止水栓の場所（一例）」

住宅の元栓(止水栓)

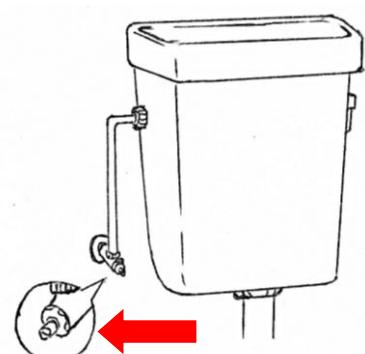
【戸建住宅】



【マンション・アパート】



トイレの止水栓



## クーリング・オフについて

料金を支払ってしまった後でも、以下のような場合は、特定商取引法の訪問販売による「クーリング・オフ」が適用できる可能性があります。

(※) 無条件で申込の撤回や契約の解除ができる制度

- ・見積りのために呼んだ事業者とその場で契約した場合
- ・広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる場合

※特定商取引ガイド「訪問販売等の適用除外に関するQ & A」（消費者庁）を参照

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/exclusion.html>

